

世界遺産講座

第3講

世界遺産の登録条件

世界遺産講座第3講では、世界遺産の登録条件を紹介します。

2019年7月、「百舌鳥・古市古墳群」が世界遺産に登録され、マスコ

ミでも大々的に報道されたことは皆さんの記憶に新しいところでしょう。世界遺産ブランドは日本のみならず、世界各国で重宝され、観光来訪者の獲得に大きく貢献しています。そのため、毎年多くの国から遺産が推薦され、新たな世界遺産が誕生しています。一方、世界遺産の根幹が遺産の保護にあるという理解が薄れる傾向にあり、かけがえのない人類の遺産を後世に伝えるという本来の目的を見失いつつあります。今回は世界遺産本来の目的を理解し、原点に立ち戻るため、登録の条件について紹介します。

世界遺産に登録されるためには主に以下の5つの条件があります。

①世界遺産条約の締約国であること

世界遺産条約を締結し、締約国となる必要があります。ただし、ユネスコの加盟国である必要はないため、ユネスコを脱退中であるアメリカ合衆国からも世界遺産が登録されたことがあります。

②暫定リストへ記載されていること

世界遺産の登録を目指す自国の遺産を記載した「暫定リスト」に記載され、ユネスコの世界遺産センターにそれを提出することが必要です。日本の「暫定リスト」は、「飛鳥・藤原」のほか、「古都鎌倉の寺院・寺社ほか」、「彦根城」、「北海道・北東北の縄文遺跡群」、「金を中心とする佐渡鉱山の遺跡群」、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」があります。

③自国からの推薦であること

推薦する遺産を保有する国からの推薦である必要があります。世界の誰もが世界遺産に登録されるべきと考える遺産でも、遺産を保有する国以外が推薦することができません。

④遺産が不動産であること

遺産は、土地や建物などの不動産でなければなりません。そのため、建物内にある仏像等の美術工芸品については、世界遺産の対象とはなりません。ただし、東大寺の大仏（盧舎那仏像）

等については、移動が困難と認められたため、世界遺産として登録されました。

⑤遺産が保有国の法律等で保護されていること

遺産を保護する義務と責任は保有国にあるため、保有国の法律等で保護される必要があります。日本の場合、文化遺産は文化財保護法によって国宝、重要文化財、史跡、名勝、重要文化的景観に、自然遺産は自然環境保全法によって国立公園や都道府県が指定する自然環境保全地区等に含まれていないければなりません。

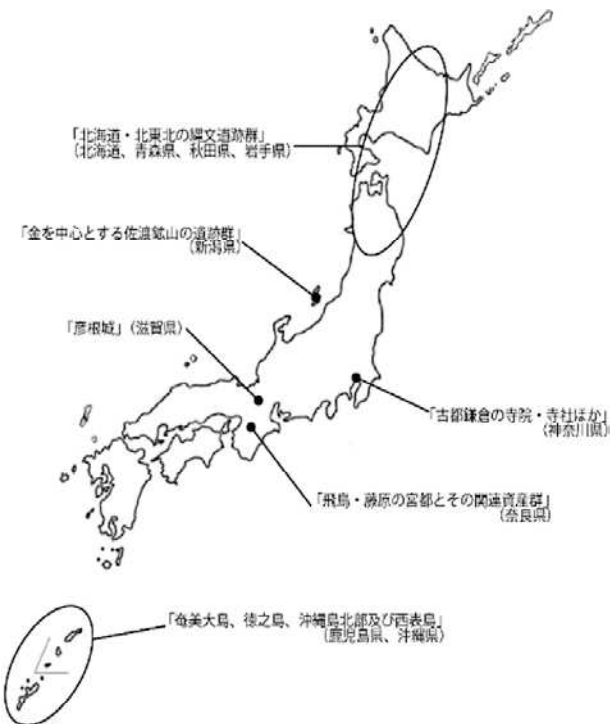
これら5つの条件を満たした上で、その遺産に「顕著な普遍的価値」があり、「真正性」や「完全性」が明確で、遺産の保護管理体制が確立し、「世界遺産条約履行のための作業指針」で定められた10項目の登録基準の1項目以上に当てはまる必要となります。

特に⑤の条件が世界遺産の本来の目的に最も合致したものとされています。各国で法律等により万全の保護措置が担保され

ることにより、遺産が守られ、後世に伝えていくことができます。その遺産を世界遺産に登録することにより、人類共通の遺産として認められ、世界的な視点から遺産の状況を観察し、適切な保護に向けた助言等を得ることができるとなります。

このように、遺産の保護が本来の目的で、現在観光資源としてブランド化している面はあくまでその副産物といえます。しかし、全世界共通でブランド化している世界遺産は、観光資源として極めて価値があるといえるため、遺産の保護という本来の目的を十分認識した上で、積極的な活用が遺産の存在価値を高め、さらなる保護につながるものといえます。

(明日香村総合政策課)



▲日本の暫定リスト記載の遺産